

和建総 第 3 号
令和 2 年 4 月 2 0 日
(2 0 2 0 年)

業者の皆様へ

建設総務課

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言に伴う競争入札参加資格確認申請書等の提出について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」の発令を受け、感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び業務における競争入札参加資格確認申請書等について、当面の間、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

以下の内容を条件に郵送・配送（以下「郵送等」という。）での提出も可能とします。

- ・事前に建設総務課へ郵送等を希望する旨の電話連絡すること。
- ・郵送等を行う前に、作成された書類を公告文に記載する提出期限までに、FAX またはメールで建設総務課まで送付すること。
- ・※使用印も押印された状態であること。
- ・FAX またはメールで送付した後、建設総務課に**電話連絡**し、送付を確認すること。

※電話連絡による送付確認が無い場合は、書類の提出が無かったこととします。

- ・FAX またはメールで送付された書類に不備が確認された場合は、当課職員からの指示に従い、修正のうえ公告文に記載する提出期限までに再度送付すること。
- ・作成した書類の原本は、建設総務課へ郵送等を行うこと。
- ・提出内容に疑義等が生じた場合は、電話による確認を行い、状況により再度の送付依頼または来庁をお願いする場合があります。

2 低入札価格調査に係る資料について

- (1) ヒアリングについては、原則、実施しません。ただし、ヒアリングの実施が必要となった場合は、感染予防対策を徹底したうえで行う場合や電話等で行う場合があります。
- (2) 以下の内容を条件に郵送等での提出も可能とします。

- ・事前に建設総務課へ郵送等を希望する旨の電話連絡すること。
- ・郵送等を行う前に、作成された書類を公告文に記載する提出期限までに、FAXまたはメールで建設総務課まで送付すること。

※使用印も押印された状態であること。

※FAXまたはメールで送付する書類は、事前審査型制限付き一般競争入札（電入札方式）における入札条件 第25条（1）（4）（5）（6）とする。

- ・FAXまたはメールで送付した後、建設総務課に**電話連絡**し、送付を確認すること。

※電話連絡による送付確認が無い場合は、書類の提出が無かったこととします。

- ・FAXまたはメールで送付された書類に不備が確認された場合は、当課職員からの指示に従い、修正のうえ公告文に記載する提出期限までに再度送付すること。
- ・作成した書類の原本は、建設総務課へ郵送等を行うこと。
- ・提出内容に疑義等が生じた場合は、電話による確認を行い、状況により再度の送付依頼または来庁をお願いする場合があります。

3 契約書類の提出方法等について

契約書の押印や契約保証書等の提出については、建設総務課より連絡を行い、提出方法等の協議を行います。

4 書類提出（送付）先について

- ・提出先：〒640-8511
和歌山市七番丁23番地
和歌山市都市建設局建設総務部
建設総務課 入札班 宛て
- ・電話：073-435-1083
- ・FAX：073-435-1274
- ・メール：kensetsusoumu@city.wakayama.lg.jp

5 その他

FAXまたはメールに不具合が生じる可能性もあるので、時間にゆとりをもって行っていただきますようお願いします。また、当課と連絡のやり取りができるような体制作りに務めていただきますようお願いします。